

門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項第 1 号、第 115 条の 22 第 2 項第 1 号並びに第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等（指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準)

第 3 条 法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。ただし、当該法人の役員等が門真市暴力団排除条例（平成 24 年門真市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者である場合を除く。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第 4 条 法第 59 条第 1 項第 1 号の条例で定める基準並びに法第 115 条の 24 第 1 項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第 2 項の規定により条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(記録の保存)

第 5 条 省令第 28 条第 2 項（省令第 32 条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録については、同項の規定にかかわらず、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。